

平成25年度市町村ヒアリングに基づく地域の取組み課題・新たな抽出課題について

課題項目	意見の概要
1. 就労移行・継続支援 A 型・就業・生活支援センター事業について	<p>《就労移行支援事業について》</p> <p>○暫定支給決定の仕組みが有効に活用されていない。就労移行支援事業所のマンパワー不足もあってか、特にアセスメント機能について十分に果たされていない。【大阪市・北摂 B】1 - ②</p> <p>《就業・生活支援センターについて》</p> <p>○障害者就業・生活支援センターでの相談件数の増加で、なかなか定着支援ができにくい状況にある。もう少し他施設での準備が必要な方も相談に来られるため、その整理もしなければならない。【北・中河内 B】1 - ⑥</p> <p>○医療・生活面など多岐にわたる相談が増加しており、就労と生活の一体的な支援が必要とされているが、障害者就業・生活支援センターのみでは抱えきれないケースも多く、生活支援機関等との連携をより一層強化する必要がある。【大阪市・北摂 B】1 - ⑥</p> <p>○職場定着や再就職支援は就業・生活支援センターが行っているが、発達障がいによる離職者からの相談ケースが増えて就労支援以前のところからのスタートとなり、なかなか就労に結びつくまでにも時間がかかる。【泉州 B】1 - ⑥</p>
2. 職場体験・実習先企業の拡充について	<p>《一般企業等での取組み》</p> <p>○一般企業等での取組みを進めるためには、障がい者雇用に積極的に取り組む企業と障がい福祉行政部局との日常的なつながりがないため、関係性を持つ取組みが必要である。【泉州 B】2 - ①</p> <p>《公務労働分野の取組み》</p> <p>○市役所での業務の民間委託化等が進んでおり、職場体験実習の受け入れが難しくなっている現状がある。【大阪市・北摂 B】2 - ②</p> <p>○市障がい福祉担当課での実習受け入れを実施しているが、作業の選定、職員の支援体制、障がい者理解など、課題があり、受け入れ先が広がらない【泉州 B】2 - ②</p>
3. 一般就労・雇用の場の拡充について(企業支援)	<p>○企業の障がい者雇用が一部を除いてまだまだ進んでいない。原因として、企業の障がい者に対する認識不足や、障がい者雇用に関する不安及び国・府の障がい者雇用に関する制度の情報不足があげられる。【北・中河内 B】3 - ①</p>
4. 関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について(福祉、教育、医療、雇用の連携)	<p>○関係機関の連携がまだ乏しいため、障害者就業・生活支援センターがコーディネート役を担い、さらなる連携やネットワークの充実・強化を図る必要がある。【堺市・南河内 B】4 - ①</p> <p>○計画相談支援（サービス等利用計画の策定）に段階移行する中、相談支援事業所が就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターとの連携を図るなど、障がい者を支える地域の体制づくりが急務である。【堺市・南河内 B】4 - ①</p> <p>○学校関係者と就労支援機関が連携し、支援学校等在校生の卒業後の進路に関する相談や準備に関してサポート体制を構築する必要がある。【大阪市・北摂 B】4 - ②(新規)</p>
5. 職場定着、再就職支援の充実・強化について	<p>○職場定着のためには雇用主である事業所の努力によるものが多く、定着のための支援制度が不足している。【北・中河内 B】5 - ②</p>
6. 社会参加・就労意欲・能力の向上支援について	<p>○親が、子供の障がいを受容できなかったり、障がいに対する理解が不十分で支援を拒否する場合のかかわり方が課題である。【北・中河内 B】6 - ①</p> <p>○障がい者本人が、就労への意欲に繋がるような、社会参加や仲間作り、安心して働ける環境づくりの仕組みを構築する必要がある。【北・中河内 B】6 - ①</p> <p>○就労意欲を引き出すための相談支援のスキルアップが必要である。【堺市・南河内 B】6 - ①</p>
7. その他課題について(多様な就労形態・新たな障がい種別への対応)	<p>《保護者》</p> <p>○「一般就労か、B型事業所か」という二者択一ではなく、社会的雇用など障がいのある人の「働く」意義を保護者や、関係機関とともに考える場が必要である。【北・中河内 B】7 - ①</p> <p>《発達障がい》</p> <p>○発達障がいのある方からの就労相談が増えている。難病患者からの相談も上がりはじめているが、そういった新たな対象者に対する支援のノウハウが必要である。【堺市・南河内 B】7 - ②</p> <p>《交流機会、居場所》</p> <p>○就職をした人達の平日における空き時間や休暇時の居場所づくり。【泉州 B】7 - ④(新規)</p>
8. 福祉的就労の促進(工賃向上支援)について	<p>《受注機会の拡大》</p> <p>○就労継続支援B型事業所等の製品の認知度や販路を広げる活動が必要である。【堺市・南河内 B】8 - ①</p> <p>○障害者優先調達推進法の施行を契機とした庁内発注の促進が必要である。【泉州 B】8 - ①</p> <p>《共同受発注体制の構築》</p> <p>○共同受発注をとり仕切る、窓口的な役割を果たせる事業所が不在である。【大阪市・北摂 B】8 - ②</p> <p>○共同受注を行うためのスキームを構築する必要がある、協力機関や就労継続支援B型事業所等が加盟するネットワークの連携も必要である。【堺市・南河内 B】8 - ②</p>